なお、本技術基準は、協定規則第77号と調和したものである。

2.～別紙２　（略）

別添67　後部上側端灯の技術基準

1.　適用範囲等

この技術基準は、自動車に備える後部上側端灯に適用する（保安基準第37条の４関係）。

ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車（以下「二輪自動車等」という。）に備えるものにあっては、4.及び6.は適用しない。

なお、本技術基準は、協定規則第７号と調和したものである。

2.～別紙２　（略）

別添68　後部反射器の技術基準

1.　適用範囲

この技術基準は、自動車に備える後部反射器に適用する（保安基準第38条関係）。ただし、平成17年12月31日以前に製作された自動車に備える後部反射器にあっては、5.の規定にかかわらず、別紙６の1.の試験を省略することができる。

なお、本技術基準は、協定規則第３号と調和したものである。

2.～別紙11　（略）

なお、本技術基準は、車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る統一的な技術上の要件の採択並びにこれらの要件に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定（以下「協定」という。）に基づく規則（以下「協定規則」という。）第77号と調和したものである。

2.～別紙２　（略）

別添67　後部上側端灯の技術基準

1.　適用範囲等

この技術基準は、自動車に備える後部上側端灯に適用する。（保安基準第37条の４関係）

ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車（以下「二輪自動車等」という。）に備えるものにあっては、4.及び6.は適用しない。

なお、本技術基準は、車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る統一的な技術上の要件の採択並びにこれらの要件に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定に基づく規則（以下「協定規則」という。）第７号と調和したものである。

2.～別紙２　（略）

別添68　後部反射器の技術基準

1.　適用範囲

この技術基準は、自動車に備える後部反射器に適用する（保安基準第38条関係）。ただし、平成17年12月31日以前に製作された自動車に備える後部反射器にあっては、5.の規定にかかわらず、別紙６の1.の試験を省略することができる。

なお、本技術基準は、車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る統一的な技術上の要件の採択並びにこれらの要件に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定に基づく規則（以下「協定規則」という。）第３号と調和したものである。

2.～別紙11　（略）

別添70　制動灯の技術基準

1.　適用範囲等

この技術基準は、自動車に備える制動灯に適用する（保安基準第39条関係）。

ただし、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに幅0.8m以下の自動車に備えるものにあっては、4.及び6.は適用しない。

なお、本技術基準は、協定規則第７号と調和したものである。

2.～別紙２　（略）

別添71　補助制動灯の技術基準

1.　適用範囲等

この技術基準は、自動車に備える補助制動灯に適用する（保安基準第39条の２関係）。

ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車（以下「二輪自動車等」という。）に備えるものにあっては、4.及び6.は適用しない。

なお、本技術基準は、協定規則第７号と調和したものである。

2.～別紙２　（略）

別添72　後退灯の技術基準

1.　適用範囲等

この技術基準は、自動車に備える後退灯に適用する（保安基準第40条第２項関係）。

ただし、法第75条の３第１項の規定によりその型式について指定を受けた白色の前部霧灯が後退灯として取付けられている自動車にあっては、3.2.の規定のみ適用する。

別添70　制動灯の技術基準

1.　適用範囲等

この技術基準は、自動車に備える制動灯に適用する（保安基準第39条関係）。

ただし、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに幅0.8m以下の自動車に備えるものにあっては、4.及び6.は適用しない。

なお、本技術基準は、車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る統一的な技術上の要件の採択並びにこれらの要件に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定に基づく規則（以下「協定規則」という。）第７号と調和したものである。

2.～別紙２　（略）

別添71　補助制動灯の技術基準

1.　適用範囲等

この技術基準は、自動車に備える補助制動灯に適用する（保安基準第39条の２関係）。

ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車（以下「二輪自動車等」という。）に備えるものにあっては、4.及び6.は適用しない。

なお、本技術基準は、車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る統一的な技術上の要件の採択並びにこれらの要件に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定に基づく規則（以下「協定規則」という。）第７号と調和したものである。

2.～別紙２　（略）

別添72　後退灯の技術基準

1.　適用範囲等

この技術基準は、自動車に備える後退灯に適用する（保安基準第40条第２項関係）。

ただし、法第75条の３第１項の規定によりその型式について指定を受けた白色の前部霧灯が後退灯として取付けられている自動車にあっては、3.2.の規定のみ適用する。